

記者発表資料
令和4年4月11日
宮城県復興・危機管理部
復興・危機管理総務課災害援護班
担当 半澤・佐野
電話022-211-3433

令和4年福島県沖を震源とする地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について

1 対象区域

山元町

2 山元町の住家被害状況（令和4年4月8日正午時点）

住家被害			適用基準 (支援法施行令)
全壊	半壊	床上浸水	
5世帯	9世帯	—	第1条第5号※

※隣接地である福島県新地町において全壊10世帯以上の住宅被害が確認されたことから被災者生活再建支援法施行令第1条第2号と同等の被害が生じたことにより、被災者生活再建支援法施行令第1条第5号の適用基準を満たしたものと判断した。

3 法に基づく支援の概要（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合 50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
②解体 ③長期避難	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

4 適用の年月日

令和4年4月11日（月）